

山県市公共下水道事業 経営戦略



令和 3年 3月

山県市水道課

《目 次》

第1章 経営戦略策定の背景	1
1. 経営戦略策定の趣旨	1
（1）下水道事業の役割	1
（2）経営戦略策定の背景	1
（3）計画の期間	1
第2章 事業概要	2
1. 下水道事業の現況と課題	2
（1）施設	2
（2）下水道使用料	5
（3）組織	5
2. 民間活力の活用等	6
3. 経営比較分析表等を活用した現状分析	6
第3章 将来の事業環境	7
1. 人口推移	7
2. 公共下水道の整備状況	8
（1）水洗化率	8
3. 処理区域内人口密度	8
4. 経営分析	9
（1）有収水量	9
（2）収益的収支の分析	10
（3）汚水処理原価及び経費回収率	10
（4）2019（平成 31）年度 収入及び支出の構成	11
①総収益（収益的収入）	11
②総費用（収益的支出）	12
③資本的収入	13
④資本的支出	14
（5）企業債残高対事業規模比較	15
5. 施設の見通し	15
（1）老朽化の状況	15
6. 現状分析により認識された経営課題	15
（1）接続率の推進	15
（2）有収率の向上	16
（3）経営の健全化	16
（4）老朽化設備の更新及び投資財源の確保	16
7. 組織の見通し	16
（1）メリット	16

(2) デメリット	16
(3) 組織	16
第4章 経営基本方針	17
1. 公共下水道事業水洗化率の向上	17
2. 汚水処理施設の最適化	17
3. 下水道財政の健全化	17
第5章 投資・財政計画（収支計画）	18
1. 投資・財政計画（収支計画）	18
(1) 収支計画のうち投資についての説明	18
① 目 標	18
② 取組（管渠、施設等の更新に関する事項）	18
③ 下水道最適化に関する事項	19
④ 下水道施設の浸水対策に関する事項	19
⑤ 投資の平準化に関する事項	19
(2) 収支計画のうち財源についての説明	19
① 目 標	19
② 取 組	19
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	19
2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組概要	20
(1) 今後の投資についての検討状況等	20
(2) 今後の財源についての検討状況	20
(3) 投資以外の経費についての検討状況等	20
(4) 投資の試算結果	21
第6章 経営戦略の事後検証、更新について	22
(1) 経営戦略の事後検証、見直しに関する事項	22
(参考資料)	
・ 投資・財政計画	23
・ 経営比較分析表	25
・ 指標一覧	26

第 1 章 経営戦略策定の背景

1. 経営戦略策定の趣旨

(1) 下水道事業の役割

本市の第 2 次市総合計画では、人口の減少、少子高齢化の進展等にも対処すべく、誰もが生涯を通じ安心して夢や希望のある暮らしを送ることができ、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現を目指し、調和のとれた総合的なまちの発展を目指しています。

本市の基本理念は、「豊かな自然と活力のある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を掲げ、「水と緑を大切に、活力ある山縣市」を目指す将来の姿と定めています。また、2015(平成 27)年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDG s)」が掲げられました。下水道事業においても、この考え方に留意し事業を進めていくことが求められています。

この基本理念や SDG s に基づいて地域の再生を図るために、長良川水系の恵まれた水環境を保全・回復しつつ、都市としての住環境を充実させることが不可欠であり、生活排水等を適正に処理することが重要であるため、水質保全意識の高揚を図るとともに、市民の自覚と協力の下に官民一体となった下水道事業を推進し、水質の維持改善と自然環境の保全・再生を図るために、重要な役割であると考えます。

(2) 経営戦略策定の背景

経営戦略については、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)や「経営戦略の策定推進について」(平成 28 年 1 月 26 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)を発出し、各地方公共団体に対して「経営戦略策定ガイドライン」を示し、令和 2 年度までに経営戦略の策定を要請されています。

本市では、公共下水道事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的に事業運営を推進するために、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

(3) 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本理念であることから、本市では計画期間を 2020 (令和 2) 年度から 2029 (令和 11) 年度までの 10 年間を本計画の計画期間とします。ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかい離する場合には、随時見直ししていきます。

第2章 事業概要

1. 下水道事業の現況と課題

本市は、2003（平成 15）年 4 月に高富町、美山町、伊自良村の 3 町村が合併し誕生しました。下水道事業としましては、市町村合併前に整備した農業集落排水施設（6 施設）を引き継ぎ運営しています。

本市の公共下水道事業は、旧高富町の高富・富岡地区について 2003（平成 15）年度から整備を開始し、2008（平成 20）年 4 月に高富浄化センターを供用開始しています。

その後、事業計画（350ha）に基づいた整備を続け、2018（平成 30）年度迄に高富地区、富岡地区（349ha）の面整備が完了していますが、接続率の低さが課題となっています。

(1) 施 設

本市の公共下水道施設概要は以下のとおりです。

供 用 開 始 年 度 （ 供 用 開 始 後 年 数 ）	平成 2 0 年度 （12 年経過）	法 適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	非適（2023 年 4 月全部の法 適用予定）
処 理 区 域 内 人 口 密 度	37.43（人/ha）	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1 処理区		
処 理 場 数	1 処理区 （高富地区・佐賀地区・東深瀬地区・西深瀬地区・高木地区）		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

- *1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択する（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

表 2-1 公共下水道事業計画の概要

計画面積（ha）			計画人口（人）		
2017年度	2024年度	2025年度	2017年度	2024年度	2025年度
（既計画）	（事業計画）	（全体計画）	（既計画）	（事業計画）	（全体計画）
337	350	350	8,600	9,100	12,120

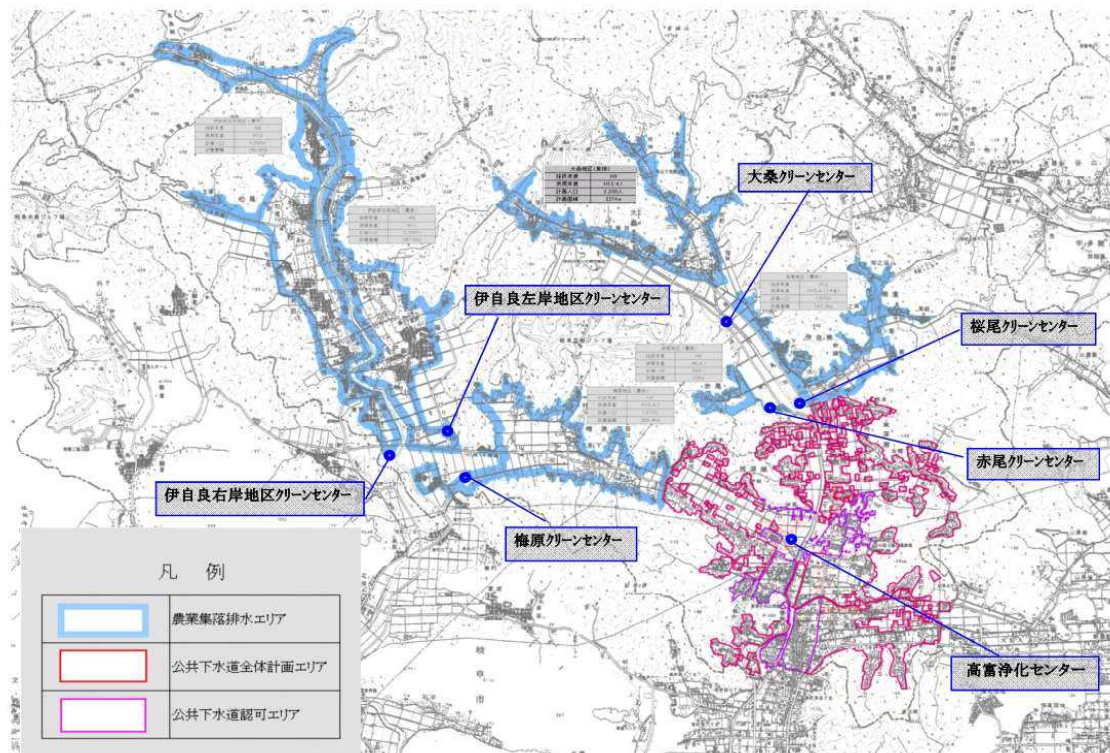
【出典：山県市公共下水道事業計画 変更認可申請書（2018 年 3 月）】

◆下水道計画の経緯

主な項目	時 期	主な内容
基本構想の策定	平成8年度	・ 公共下水道、農集排の計画区域の設定
全体計画の策定	平成12年度	・ 全体計画の策定（計画汚水量8,500m ³ /日最大）
都市計画決定	平成15年2月	・ 都市計画決定 面積337ha
下水道法事業認可（当初）	平成15年6月	・ 予定処理区域 面積88ha
下水道法変更認可（1）	平成19年6月	・ 予定処理区域 面積240ha
高富浄化センター供用開始	平成20年4月	・ オキシデーションデッチ法 ・ 処理能力 4,250m ³ /日（2,125m ³ /日×2池）
全体計画の策定	平成23年度	・ 全体計画の見直し（計画汚水量6,600m ³ /日最大）
下水道法変更認可（2）	平成24年2月	・ 予定処理区域 面積337ha
全体計画の策定	平成28年度	・ 全体計画の見直し（面積350ha、処理場敷地358アール）
都市計画決定	平成29年度12月	・ 面積350ha、処理場敷地358アールへ変更

【出典：山県市公共下水道事業計画 変更認可申請書（2018年3月）】

◆下水道計画図(汚水)



◆高富浄化センター概要

①	位置	岐阜県山県市大字高木字戸羽
②	敷地面積	35,800㎡
③	下水道の種類	分流式
④	処理方式	高度処理O D法＋凝集剤添加
⑤	汚泥処理	脱水→場外混焼
⑥	放流先	準用河川 三田叉川
⑦	管理棟	1棟 鉄筋コンクリート造り2階
⑧	汚泥棟	1棟 鉄筋コンクリート造り

【出典：山県市公共下水道事業計画 変更認可申請書（2018年3月）】



(2) 下水道使用料

下水道の使用料金は、※従量制 の料金体系となっています。

本市における下水道料金は以下のとおりです。

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金 2,000円/月(0~10m ³) 超過料金(従量制) 150円(11~50m ³ まで)、160円/m ³ (51~100m ³ まで)、170円/m ³ (101m ³ を超える分)						
業務用使用料体系の概要・考え方	同 上						
その他の使用料体系の概要・考え方	基本：水道使用量。 井戸水等併用：水道使用量又は、1世帯人数4人×7.5m ³ (5人目からは4m ³ を加算)の計のどちらが多い方。 水道以外：世帯人数×7.5m ³ の計(5人目からは4m ³ を加算)又は、井戸水メーターによる使用量。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,780	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,520	円
	平成30年度	3,780	円		平成30年度	2,564	円
	平成31年度	3,850	円		平成31年度	2,562	円

※従量制とは、1m³当たりの使用料を決め、利用者が排出する水量に応じて使用料を徴収する制度です。

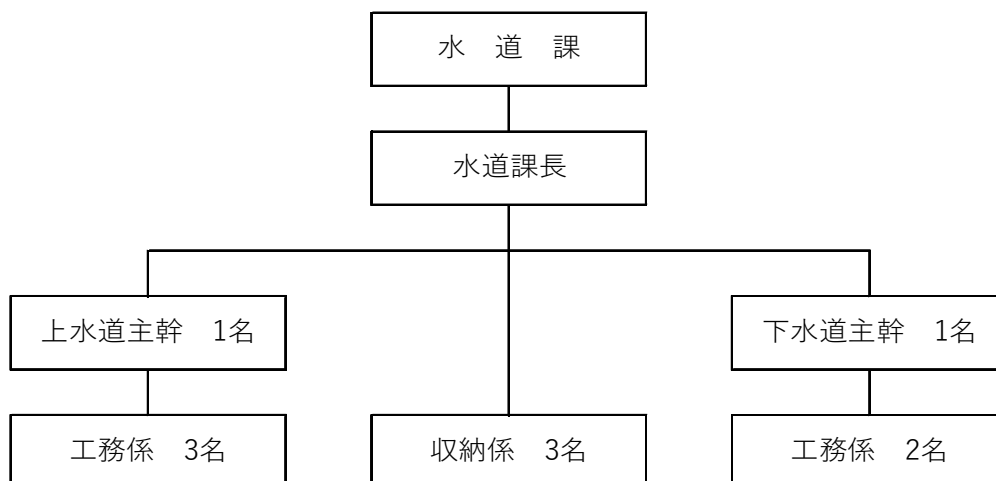
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組 織

2020(令和2)年度の本市水道課職員は11名で、下水道主幹と下水道工務係2名で構成しています。職員構成は以下のとおりです。

◆水道課職員構成



2. 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	有 (日本環境クリーン(株))
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	無

3. 経営比較分析表等を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり。 (山県市HPIにて公表:R1年度決算状況)

●収益的収支比率: 汚水処理設備の維持管理費等の経費が増加しているのに対し、供用開始区域を毎年拡張してきたものの下水道への接続率が伸び悩んでいる。単年度収支は黒字であるが、今後においても、未接続世帯への積極的な接続推進を進めるとともに、経費削減に努める。

●企業債残高対事業規模比率: 料金収入で維持管理費が賄えないことから、一般会計からの繰入れがないと地方債の償還ができない状況にある。

●経費回収率: 料金収入は、前年度と比べ増加したが、汚水処理費も増加し、回収率の向上は0%と伸び悩んだ。

●汚水処理原価: 有収水量は増加したものの、汚水処理費も増加しており、汚水処理原価は横ばいとなっている。今後も維持管理費用の削減に努め、処理施設を効率的に稼働出来るよう、最適な運転管理が必要である。

●施設利用率: 接続率の低迷にあるものの、整備済の処理池を稼働していることから接続率の向上のため、早期接続推進の啓発に努める。

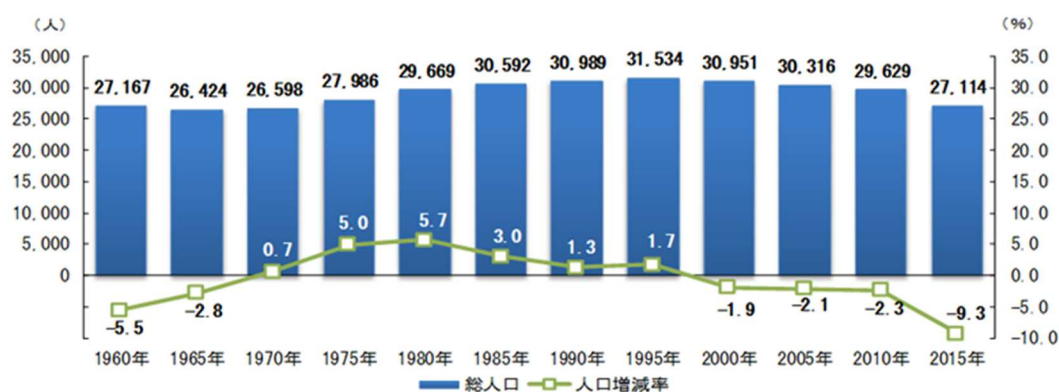
●水洗化率: 類似団体に比べ非常に低い状況にある。未接続世帯への訪問を実施し、下水道への接続推進を行っているが、高齢者世帯が多く接続費用が支障となっている。

第3章 将来の事業環境

1. 人口推移

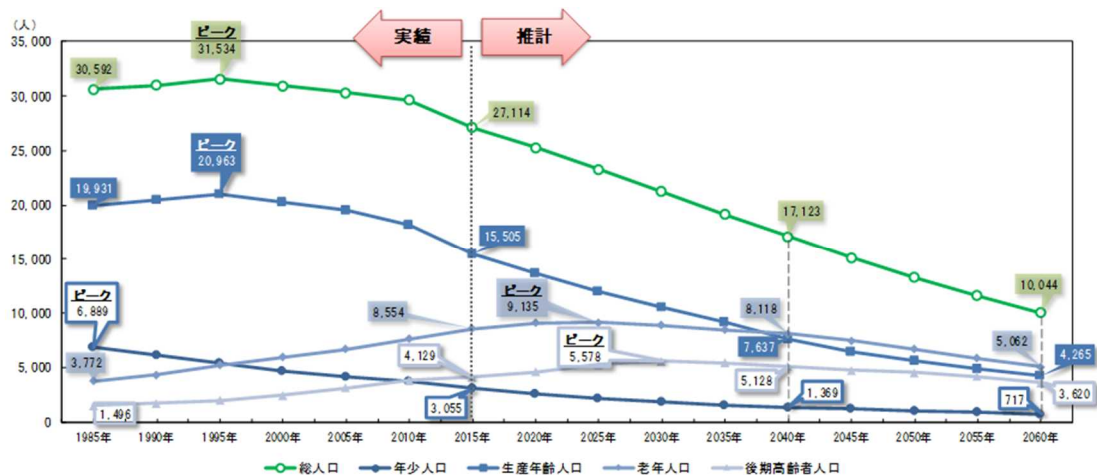
本市の総人口は、1965（昭和 40）年以降増加傾向にあり、ピークとなる 1995（平成 7）年までの 30 年間で 5,110 人増加しました（26,424 人→31,534 人）。しかし、2000（平成 12）年にかけて減少に転じ、直近の国勢調査（2015（平成 27）年）では 27,114 人と、ピーク比の約 86.0%の人口規模に縮小しています。また、国立社会保障・人口問題研究会（以下「社人研」という）の推計（2018（平成 30）年 3 月推計）によると、本市の総人口は 2040（令和 22）年に 17,123 人になると予測されています。

●総人口の推移と人口増減率



【出典：総務省「国勢調査」※合併以前は旧 3 町村の合計。】

●総人口及び年齢 4 区分別人口の推計と将来推計



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

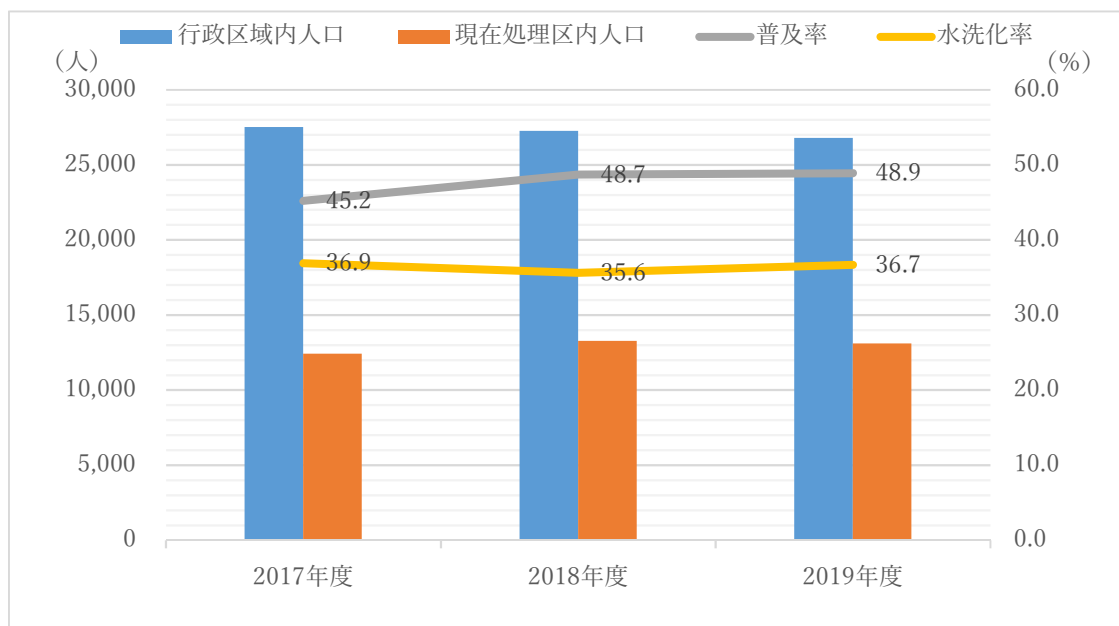
※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

2. 公共下水道の整備状況

(1) 水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口のうち下水道に接続された水洗便所を設置している人口を表したものです。本市全体での水洗化率は 80%以上を推移していますが、公共下水道エリアにおける水洗化率は、表 3-1 のとおり 2019（平成 31）年度で約 36.7%を推移しており、類似団体より非常に低い水準にあります。また、普及率は、2019（平成 31）年度で 48.9%まで上昇しています。

表 3-1 行政区域内人口、現在処理区内人口、普及率及び水洗化率の推移



	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度類似団体
行政区域内人口	人	27,503	27,247	26,795	—
現在処理区内人口	人	12,426	13,265	13,102	—
普及率	%	45.2	48.7	48.9	—
水洗化率	%	36.9	35.6	36.7	64.9
水洗便所設置済人口	人	4,581	4,727	4,809	—

（注）処理区域人口、処理区域内人口密度、供用開始後年度数が類似の団体

【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

3. 処理区域内人口密度

処理区域内人口密度は、処理区域面積 1ha あたりの処理区域人口を表したものです。公共下水道事業における処理区域人口密度は、表 3-2 のとおり 2017（平成 29）年度約（38.8 人／ha）から 2019（平成 31）年度（37.5 人／ha）へと低下しており、類似団体より低い水準にあります。

表 3-2 処理区域人口密度の推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度類似団体
現在処理区域内人口	人	12,426	13,265	13,102	—
処理区域内面積	h a	320	333	349	—
処理区域人口密度	人／h a	38.8	39.8	37.5	49

(注) 処理区域人口、処理区域内人口密度 【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

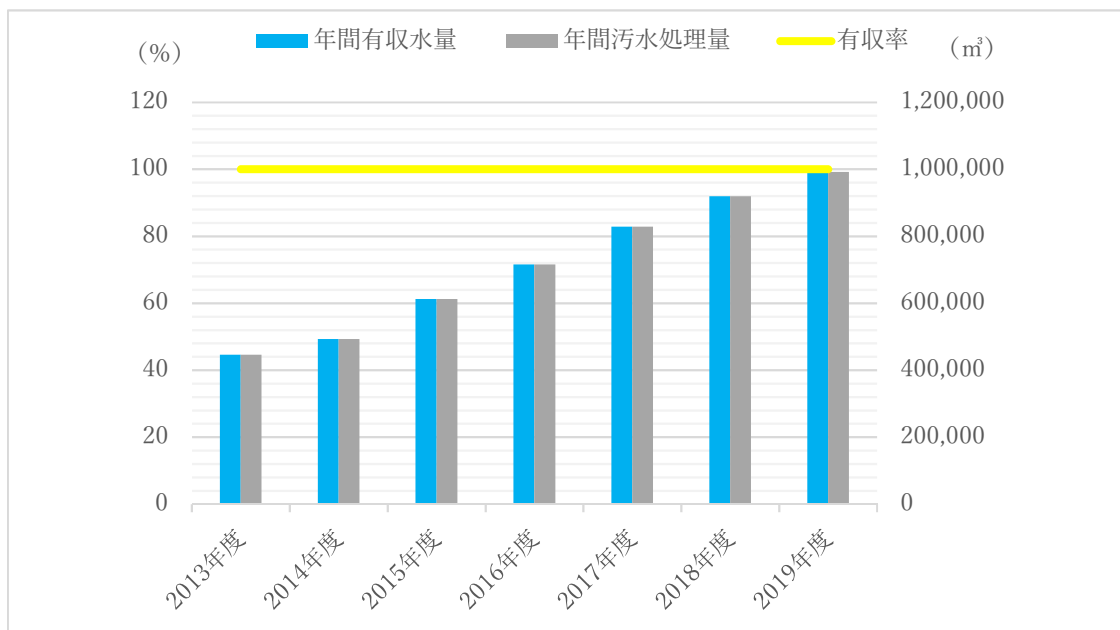
4. 経営分析

(1) 有収水量

有収率は、処理した汚水水量のうち使用料収入の対象となる有収水量の割合を示します。公共下水道事業の有収水量は、表 3-3 のとおり 2013（平成 25）年度から 2019（平成 31）年度で 100%であり、累似団体平均を上回っています。

年間有収水量及び年間汚水処理量は、施設整備の推進による処理区域内面積の拡大に伴い、接続世帯が増えたことで増加しています。

表 3-3 有収率の推移



	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度類似団体
有収率	%	100	100	100	69.8
年間有収水量	m3	828,722	918,779	992,267	—
年間汚水処理量	m3	828,722	918,779	992,267	—

(注) 処理区域内人口、処理区域内人口密度 【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

(2) 収益的収支の分析

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

公共下水道事業における収益的収支比率は、表 3-4 のとおり主として下水道管渠工事費の増加により総費用が増加し、2019 (平成 31) 年度においては 98.4%となっています。

表 3-4 収益的収支比率の推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度
収益的収支比率	%	99.7	93.4	98.4
総収益	千円	344,709	337,385	367,957
総費用	千円	200,244	210,524	215,081
地方債償還金	千円	145,441	150,853	158,911

【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

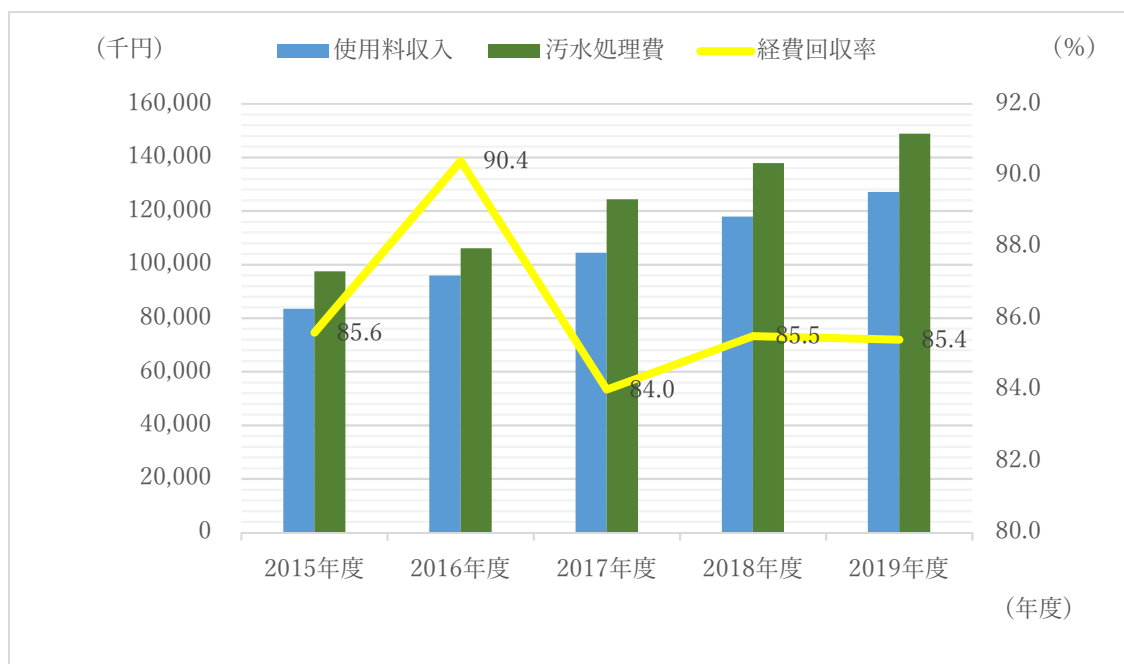
(3) 汚水処理原価及び経費回収率

汚水処理原価とは、有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）です。

また、経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料単価を汚水処理原価で除することにより算出されます。

公共下水道事業における 2019 (平成 31) 年度の汚水処理回収率は表 3-5 のとおり 85.4% となり、類似団体との比較においても高い水準にあり、汚水処理に要する経費は概ね使用料で賄うことが出来ています。

表 3-5 使用料単価、汚水処理原価及び経費回収率の推移



	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度類似団体
使用料収入	千円	104,401	117,830	127,084	—
使用料単価	円/m3	126.0	128.2	128.1	158.2
汚水処理費	千円	124,308	137,818	148,840	—
汚水処理原価	円/m3	150.0	150.0	150.0	238.55
経費回収率	%	84.0	85.5	85.4	66.3
有収水量	m3	828,722	918,779	992,267	—

(注) 処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数が累似の団体

【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

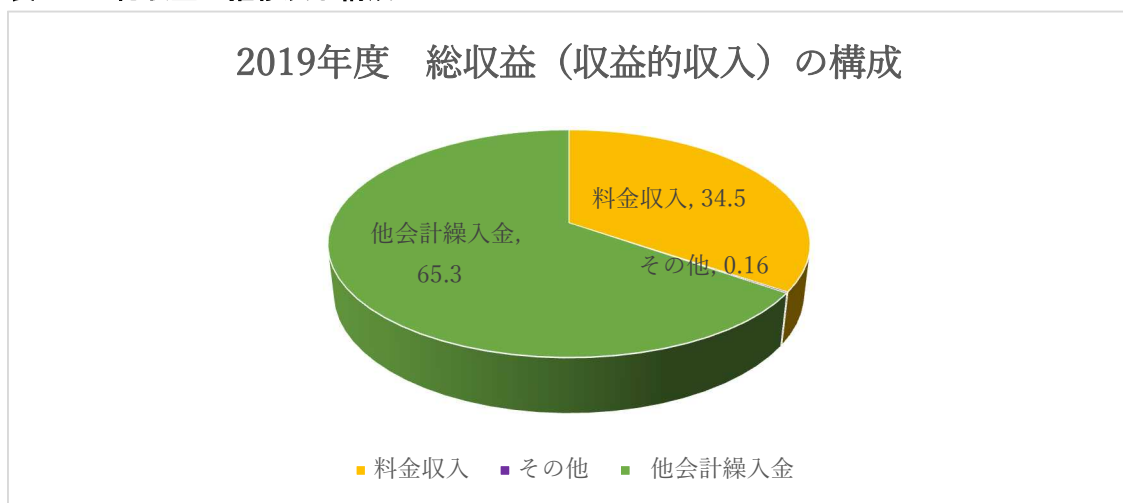
(4) 2019（平成 31）年度 収入及び支出の構成

①総収益（収益的収入）

公共下水道事業における直近 3 ヶ年の総収益の内訳及び 2019（平成 31）年度の総収益の構成比率は、表 3-6 のとおりです。

総収益の主な内訳は、他会計繰入金 65.3%、料金収入 34.5%となっています。

表 3-6 総収益の推移及び構成



	単位	2017年度	2018年度	2019年度
総収益（収益的収入）	千円	344,709	337,385	367,957
営業収益	千円	115,240	130,588	127,658
料金収入	千円	104,401	117,830	127,084
その他	千円	10,839	12,758	574
営業外収益	千円	229,469	206,797	240,299
他会計繰入金	千円	229,469	206,797	240,299

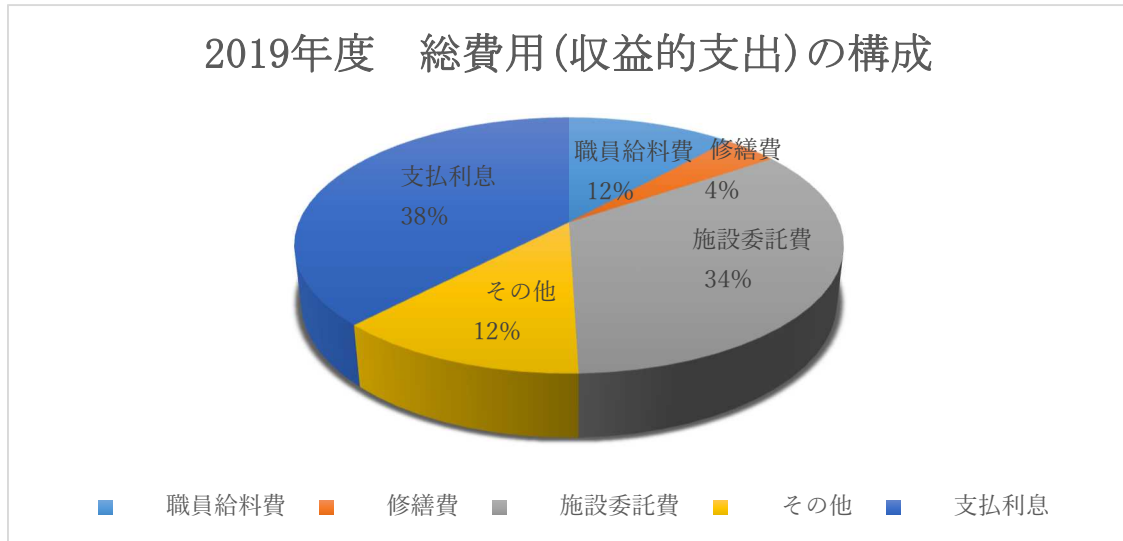
【出典：地方公営企業決算状況調査表】

②総費用（収益的支出）

公共下水道事業における直近３ヶ年の総費用の内訳及び2019（平成31）年度の総費用の構成比率は表のとおりです。

総費用の主な内訳は、表3-7のとおり下水道維持管理費（施設委託費、修繕費）38.0%、職員給料費12.0%、支払利息38.0%、その他12.0%となっています。

表 3-7 総費用の推移及び構成



	単位	2017年度	2018年度	2019年度
総費用（収益的支出）	千円	200,244	210,524	215,081
営業費用	千円	116,216	126,972	133,693
職員給料費	千円	21,011	19,952	25,008
修繕費	千円	4,835	8,479	8,267
施設委託費	千円	66,189	71,208	73,262
その他	千円	24,181	27,333	27,156
営業外費用	千円	84,028	83,552	81,388
支払利息	千円	84,028	83,552	81,388
その他	千円	0	0	0

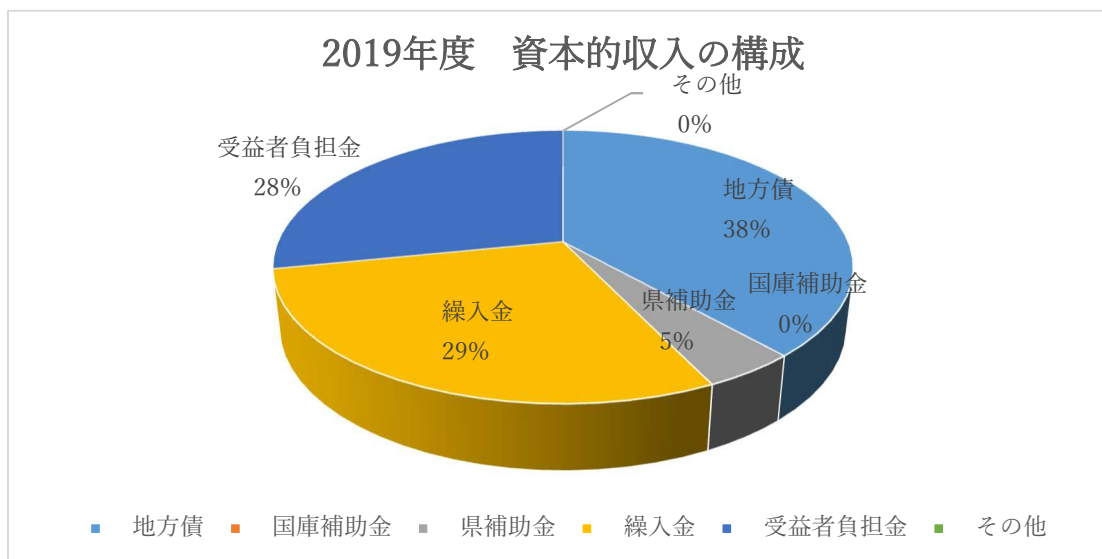
【出典：地方公営企業決算状況調査表】

③資本的収入

公共下水道事業における直近３ヶ年の資本的収入の内訳及び2019（平成31）年度の資本的収入の構成比率は表3-8のとおりです。

資本的収入の主な内訳は、地方債38.0%、国庫補助金0%、県補助金5.0%、繰入金29.0%、受益者負担金28.0%となっています。

表3-8 資本的収入の推移及び構成



	単位	2017年度	2018年度	2019年度
資本的収入	千円	809,489	293,353	58,406
地方債	千円	419,000	178,800	22,400
国庫補助金	千円	134,000	36,200	0
県補助金	千円	5,460	0	2,613
繰入金	千円	208,049	0	16,944
受益者負担金	千円	40,050	57,240	16,449
その他	千円	2,930	21,113	0

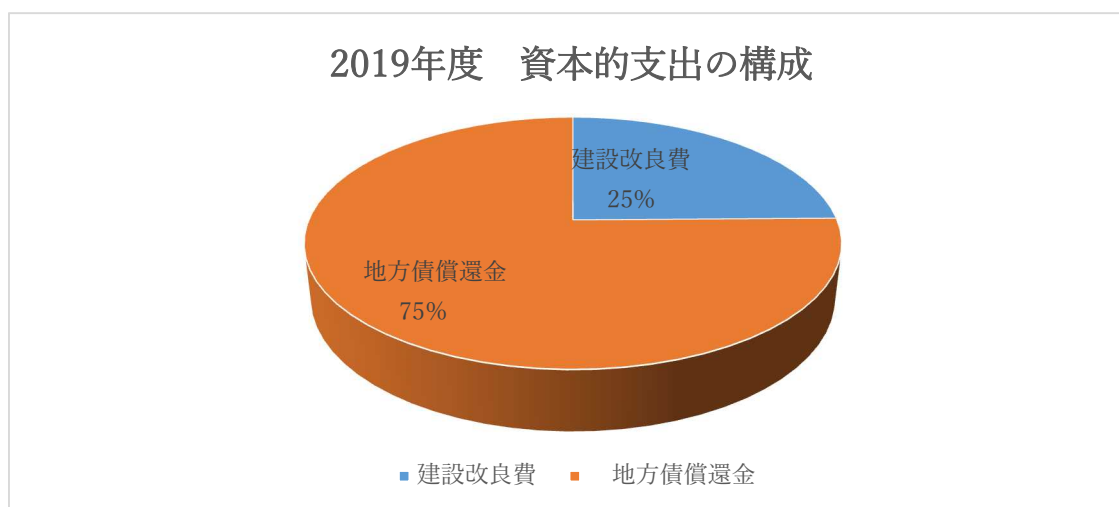
【出典：地方公営企業決算状況調査表】

④資本的支出

公共下水道事業における直近３ヶ年の資本的支出の内訳及び2019（平成31）年度の資本的支出の構成比率は表3-9のとおりです。

建設改良費の管渠工事が2017（平成29）年度にほぼ完了（349ha）し、舗装本復旧工事が2018（平成30）年度に完了しましたので、2019（平成31）の建設工事費は減少しています。資本的支出の主な内訳は、表3-9のとおり2019（平成31）年度は建設改良費25%、地方債償還金75%となっています。

表3-9 資本的支出の推移及び構成



	単位	2017年度	2018年度	2019年度
資本的支出	千円	948,982	425,106	211,261
建設改良費	千円	803,541	274,009	52,350
地方債償還金	千円	145,441	150,853	158,911

【出典：地方公営企業決算状況調査表】

(5) 企業債残高対事業規模比較

本市における使用料収入に対する企業債残高の割合である企業債残高対事業規模比率は、表 3-10 のとおり地方債残高について全額を一般会計負担としているため、0%となっています。

企業債残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であるか測る指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。

表 3-10 企業債残高対事業規模比率の推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度
企業債残高対事業規模比率	%	0.0	0.0	0.0
地方債現在高	千円	5,192,110	5,220,057	5,083,546
一般会計負担分	千円	5,192,110	5,220,057	5,083,546
営業収益	千円	115,240	130,588	127,658

(注) 処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数が累似の団体

【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

5. 施設の見通し

(1) 老朽化の状況

公共下水道事業は、表 3-11 のとおり平成 15 年度から管渠工事を開始し、2008（平成 20）年度に供用開始され、比較的新しいため管渠の更新を実施していませんが、今後計画的な更新を検討する必要があります。

表 3-11 管渠改善率の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2016年度類似団体
管渠改善率（%）	0	0	0	0.15

(注) 処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数が累似の団体

【出典：経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表】

6. 現状分析により認識された経営課題

以上の現状分析の結果、本市公共下水道事業が直面している経営上の主な課題は、以下のとおりと考えます。

(1) 接続率の推進

公共下水道区域内整備面積については、計画面積（350ha）に対し、349ha とほぼ面整備については完了していますが、接続率が 43.5%と低い状態です。公共下水道事業の経

営の健全化に向けて、接続率の推進を早期に上げることが必要です。

(2) 有収率の向上

処理区域面積の拡大による使用料収入の増加が見込まれるものの、整備による処理区域内面積の拡大に比べて処理区域内人口減少により、処理区域内人口密度が低下しています。一般に、処理区域内人口密度が低下するにつれて一人当たりの処理費用が大きくなるため、今後は有収率を向上させて処理費用の財源を確保していくことが必要となります。

(3) 経営の健全化

経費回収率は 85.4%と類似団体より上回っていますが、収益的収支の内訳のとおり一般会計繰入金による収入が大部分を占めている状況です。さらに、(2) で述べたとおり処理費用が増加していく予想であることから、今後の経営の健全性を維持していくにあたり、使用料水準の適正化について、検討が必要となっています。

(4) 老朽化設備の更新及び投資財源の確保

本市の公共下水道事業は、2003（平成 15）年度から管渠工事を開始し 17 年が経過している箇所があります。現状では管渠・施設ともに大規模な更新等に係る投資はほとんど行われていませんが、今後は老朽化対策として修繕費が増えていくことや、長期的には、大規模な更新投資が見込まれるために、施設の適切な維持管理のバランスを図り、接続率の推進をすることが、財政運営上重要な課題と考えられます。そのためには、国庫補助事業の有効活用や、資本費平準化の活用により資本費の一部を後年度に繰り延べることにより、一般会計繰入金を抑制しつつも、投資財源を確保していくことが必要となります。

7. 組織の見通し

公共下水道事業について面整備はほぼ完了していますので、今後は経営健全化等の目的のため、2023（令和 5）年度から地方公営企業法適化を開始できるように考えています。

(1) メリット

経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上、資産の有効活用等とされています。

- ①建設改良費繰越 ②重要な資産の取得・処分は議決が不要
- ③工事発注に議決不要

(2) デメリット

- ①繰入金の査定強化 ②専門知識の必要性 ③経営事務の負担増
- ④税込み・税抜き書類の混雑

(3) 組織

企業会計に伴い、収納係職員 1 名程度の増員が必要になると考えられます。

第4章 経営の基本方針

本市では、次の方針に基づき、公共下水道事業の経営に取り組みます。

◆経営の基本方針

第2次市総合計画基本理念では、「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を掲げ、「水と緑を大切に、活力ある山口市」を目指す将来の姿と定めています。

《数値目標》水洗化率(公共下水)H30:35.0%⇒R5:41.0%

(第2次山口市総合計画後期基本計画及び第2次山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略より)

1. 公共下水道事業水洗化率の向上

供用開始から 3 年以上経過した公共ます未接続の世帯に戸別訪問し、水洗便所改造資金利子補給制度があることも伝え、接続への理解・協力を依頼します。

2. 汚水処理施設の最適化

農業集落排水処理施設を公共下水道施設への接続に伴う汚水処理施設最適化を検討するなど、効率的な計画を策定し推進します。

3. 下水道財政の健全化

経営の健全化に伴い、総務省から地方公営企業法適用への移行をすることを要請されているため、本市公共下水道事業、農業集落排水事業を 2023 (令和 5) 年度に企業会計に変更します。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 収支計画のうち投資についての説明

①目 標

財政状況を配慮しつつも、残りの面整備や施設の適切な維持管理に必要となる投資を計画的に実施します。

②取 組（管渠、施設等の更新に関する事項）

本市の公共下水道施設は、2003（平成 15）年度から 15 年間をかけて整備しました。

2008（平成 20）年 4 月に施設の供用開始をしており、現在 2019（平成 31）年度においては全体整備面積 349ha、整備率（計画面積に対する整備面積の割合）99%、普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は 48.9%となっています。5 年後までに未整備地区の完成を目指します。また、将来、平均 5 km/年の更新が必要と考えられるため、ストックマネジメント計画を中心とした事業計画を検討し、将来の維持管理を安定的にできるように努めます。

整備率と普及率の推移については、表 5-1 のとおりとなっています。

表 5-1 整備率と普及率の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
処理区域面積（ha）	320	333	349	349	349	350	350
全体計画面積（ha）	337	337	350	350	350	350	350
整備率（処理区域面積÷全体計画面積）	95.0%	98.8%	99.7%	99.7%	99.7%	100.0%	100.0%
行政区域内人口（人）	27,503	27,247	26,795	25,261	24,865	24,469	24,073
処理区域内人口（人）	12,426	13,265	13,102	13,039	12,975	12,912	12,848
普及率 （処理区域内人口÷行政区域内人口）	45.2%	48.7%	48.9%	51.6%	52.2%	52.8%	53.4%

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
処理区域面積（ha）	350	350	350	350	350	350
全体計画面積（ha）	350	350	350	350	350	350
整備率（処理区域面積÷全体計画面積）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
行政区域内人口（人）	23,677	23,281	22,870	22,458	22,047	21,635
処理区域内人口（人）	12,785	12,722	12,658	12,595	12,531	12,468
普及率 （処理区域内人口÷行政区域内人口）	54.0%	54.6%	55.3%	56.1%	56.8%	57.6%

（注）行政区域内人口 【出典：社人研「日本の地域別将来推計人口」】

③下水道最適化に関する事項

本市には公共下水道施設（1施設）と農業集落排水施設（6施設）があり、農業集落排水施設の処分制限期間（18年）を超過した施設が現在5施設あるため、今後汚水処理施設の最適化について慎重に検討します。

④下水道施設の浸水対策に関する事項

本市の公共下水道施設である高富浄化センターは、山県市洪水ハザードマップによると、1.0～2.0m（20年確率）の浸水の可能性があるとされているため、下水道耐水化計画を策定し、浸水対策の実施を検討します。

⑤投資の平準化に関する事項

特定の年度に投資が集中することによって、年度ごとの財政負担が大きく変動しないように、毎年度の投資額の総額を設定し、計画的に複数年度に分散して投資を行うことで、平準化を図ります。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

①目 標

2019（平成31）年度の接続率は、43.5%となっています。目標として、2030（令和12）年度までに接続率を60%にします。

②取 組

人口減少により使用料収入は、横ばい又は減少するものと推測されるため、早期の下水接続の推進を図ります。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆投資以外の経費の積算の考え方等

・施設におけるポンプ・機械機器等については、法定耐用年数が15年であり早期更新が必要となりますが、日常点検による延命化に努めます。

・料金徴収回数を毎月から隔月に変更し、通信費、振替手数料等の事務経費の削減約10万円を図りました。（実施：平成29年6月請求分より適用）

・令和5年度からの公営企業化に向けて、令和4年度より、職員1名程度の増加を見込んでいます。

2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組概要

(1) 今後の投資についての検討状況等

投資の平準化に関する事項	供用開始後の施設経過年数を考慮し、今後到来する更新（施設・管渠等）経費の平準化に向けて、ストックマネジメント計画を中心とした事業計画の施策を実施できるよう検討します。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	無
その他の取組	供用開始以後の管渠の状況を把握し、平準化を基本とした管路更新計画の策定を検討します。 下水道施設耐水化計画を策定し、浸水対策の実施を検討します。

(2) 今後の財源についての検討状況

使用料の見直しに関する事項	施設運営状況を十分に把握し、維持管理費に相応した料金体系になるよう見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	無
その他の取組	無

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	施設の運営状況を精査した上で、維持管理面における技術的専門知識を有する民間事業者等の活用を検討します。
職員給与費に関する事項	職員の定員管理、給与の適正化については市の制度に準じるものの、適正な維持管理に対応するため職員1名程度増員の見直しを行うことを検討します。
動力費に関する事項	使用量の削減と有利な契約方法を今後も検討します。
薬品費に関する事項	各施設における汚水の状況を適正に判断し、過剰な薬品使用に注意します。
修繕費に関する事項	各処理場の機器設備の状態を常に把握し、修繕計画を立てた上で運営に支障のないよう平準化を図ります。
委託費に関する事項	施設管理においては、過大な費用負担とならないよう適切な費用算定をします。
その他の取組	下水道料金の納入方法を、従来の各月収納から隔月収納に変更することにより、納入通知書の発行・口座振替手数料・督促状の発行に係る諸経費が1/2に縮小されるため、平成29年度より実施しています。 （必要経費は、上水・簡水・農集・公共会計で費用按分）

(4) 投資の試算結果

- ・(1) で掲げた取り組み事項を踏まえ、投資の資産を行った結果は表 5-3 のとおりです。
なお、主な全提示要件は次のとおり設定します。
- ・建設改良費については、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）までの合計で、1,231,638 千円を見込んでいます。
- ・資本的支出として負担すべき職員給料費のうち投資・建設事業費に係る分については、2023（令和 5）年度より、2020（令和 2）年度と同じ人数・水準が続くことを見込んでいます。

表 5-3 投資の試算結果

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
建設改良費合計	807,541	274,009	52,350	27,801	44,238	55,000	182,400
職員給料費	27,084	20,502	18,859	18,387	19,232	19,500	20,000
建設事業費（職員給料費除く）	776,457	253,507	33,491	9,414	25,006	35,500	162,400

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
建設改良費合計	280,000	170,000	200,000	120,000	120,000	60,000
職員給料費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
建設事業費（職員給料費除く）	260,000	150,000	180,000	100,000	100,000	40,000

【出典：経営比較分析表】

第 6 章. 経営戦略の事後検証、更新について

(1) 経営戦略の事後検証、見直しに関する事項

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCA サイクル（計画 PLAN－実行 DO－検証 CHECK－改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。総務省「経営戦略策定ガイドライン」において、少なくとも 3～5 年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しが求められています。本市においては、2023 年度から下水道事業を地方公営企業法適用するため、詳細な財政状況を基に経営戦略の見直しを予定しています。

◆経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	当該戦略策定後においては、3～5年ごとに見直しを行うこととするが、事後検証において大きく変更となる場合は、随時変更（見直し）を行い、実情に合った経営戦略として策定する。
---------------------	--

投資・財政計画（収支計画）

(単位：千円，%)

年 度		平成30年度 (決 算)	令和元年度 (決 算)	令和2年度	令和3	令和4	令和5
区 分							
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	337,385	367,957	418,471	446,999	455,491	516,311
	(1) 営 業 収 益 (B)	130,588	127,658	122,115	134,503	140,491	146,311
	ア 料 金 収 入	117,830	127,084	121,935	134,259	140,159	146,059
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
	ウ そ の 他	12,758	574	180	244	332	252
	(2) 営 業 外 収 益	206,797	240,299	296,356	312,496	315,000	370,000
	ア 他 会 計 繰 入 金	206,797	240,299	296,356	312,496	315,000	370,000
	イ そ の 他						
	2 総 費 用 (D)	210,524	215,081	239,053	232,238	233,131	229,727
	(1) 営 業 費 用	126,972	133,693	160,828	157,529	161,670	161,670
	ア 職 員 給 与 費	19,952	25,008	25,914	27,468	31,670	31,670
	うち 退 職 手 当						
	イ そ の 他	107,020	108,685	134,914	130,061	130,000	130,000
	(2) 営 業 外 費 用	83,552	81,388	78,225	74,709	71,461	68,057
	ア 支 払 利 息	83,552	81,388	78,225	74,709	71,461	68,057
	うち 一 時 借 入 金 利 息	83,552	81,388	78,225	74,709	71,461	68,057
	イ そ の 他						
収 益 的 収 支	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	126,861	152,876	179,418	214,761	222,360	286,584
	1 資 本 的 収 入 (F)	293,353	58,406	24,312	23,235	41,100	140,800
	(1) 地 方 債 償	178,800	22,400	8,000	10,600	17,100	64,300
	うち 資 本 費 平 準 化 債						
	(2) 他 会 計 補 助 金		16,944				
	(3) 他 会 計 借 入 金						
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	36,200	2,613		5,500	19,000	71,500
	(6) 工 事 負 担 金	78,353	16,449	16,312	7,135	5,000	5,000
	(7) そ の 他						
	2 資 本 的 支 出 (G)	425,106	211,261	200,558	236,020	263,453	407,769
	(1) 建 設 改 良 費	274,009	52,350	27,801	44,238	55,000	182,400
	うち 職 員 給 与 費	20,502	18,859	18,387	19,232	19,500	20,000
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	150,853	158,911	172,757	191,782	208,453	225,369
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金						
	(5) そ の 他	244					
資 本 的 収 支	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 131,753	△ 152,855	△ 176,246	△ 212,785	△ 222,353	△ 266,969
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 4,892	21	3,172	1,976	7	19,615
	積 立 金 (K)						19,600
	前年度からの繰越金 (L)	4,901	9	1	1	1	1
	前年度繰上充用金 (M)						
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9	30	3,173	1,977	8	16
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)						
	実 質 収 支 黒 字 (P)	9	30	3,137	1,977	66	64
	(N)-(O) 赤 字 (Q)						
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)						
	収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.0	98.0	101.6	105.4	103.1	113.5
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 の 額 (R)						
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	130,588	127,658	122,115	134,503	140,491	146,311
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 の 額 (T)						
	健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 の 額 (U)						
	健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)						
	健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)						
	他 会 計 借 入 金 残 高 (W)						
	地 方 債 償 残 高 (X)	5,220,057	5,083,546	4,910,790	4,719,008	4,511,070	4,286,390

○他会計繰入金

年 度		平成30年度 (決 算)	令和元年度 (決 算)	令和2年度	令和3	令和4	令和5
区 分							
収 益 的 収 支 分		206,797	240,299	296,356	312,496	315,000	370,000
	うち 基 準 内 繰 入 金	206,797	240,299	296,356	312,496	315,000	370,000
	うち 基 準 外 繰 入 金						
資 本 的 収 支 分		0	16,944	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	16,944				
	うち 基 準 外 繰 入 金						
合 計		206,797	257,243	296,356	312,496	315,000	370,000

(単位：千円，%)

年 度		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
区 分							
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	522,235	528,145	534,030	539,936	545,837	551,734
	(1) 営 業 収 益 (B)	152,235	158,145	164,030	169,936	175,837	181,734
	ア 料 金 収 入	151,959	157,859	163,759	169,659	175,559	181,459
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
	ウ そ の 他	276	286	271	277	278	275
	(2) 営 業 外 収 益	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
	ア 他 会 計 繰 入 金	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
	イ そ の 他						
	2 総 費 用 (D)	225,142	221,161	217,101	212,961	208,738	204,432
	(1) 営 業 費 用	161,670	161,670	161,670	161,670	161,670	161,670
	ア 職 員 給 与 費	31,670	31,670	31,670	31,670	31,670	31,670
	うち 退 職 手 当						
	イ そ の 他	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
	(2) 営 業 外 費 用	63,472	59,491	55,431	51,291	47,068	42,762
	ア 支 払 利 息	63,472	59,491	55,431	51,291	47,068	42,762
	うち 一 時 借 入 金 利 息						
	イ そ の 他						
収 益 的 支 出	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	297,093	306,984	316,929	326,975	337,099	347,302
	1 資 本 的 収 入 (F)	250,100	140,800	164,600	87,550	87,550	19,100
	(1) 地 方 債	116,100	64,300	75,600	38,900	38,900	8,100
	うち 資 本 費 平 準 化 債						
	(2) 他 会 計 補 助 金						
	(3) 他 会 計 借 入 金						
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	129,000	71,500	84,000	43,250	43,250	9,000
	(6) 工 事 負 担 金	5,000	5,000	5,000	5,400	5,400	2,000
	(7) そ の 他						
	2 資 本 的 支 出 (G)	508,054	401,879	435,770	359,724	363,744	307,831
	(1) 建 設 改 良 費	280,000	170,000	200,000	120,000	120,000	60,000
	うち 職 員 給 与 費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	228,054	231,879	235,770	239,724	243,744	247,831
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金						
	(5) そ の 他						
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 257,954	△ 261,079	△ 271,170	△ 272,174	△ 276,194	△ 288,731
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	39,139	45,905	45,759	54,801	60,905	58,571
	積 立 金 (K)	39,000	45,900	45,700	54,800	60,900	58,500
	前年度からの繰越金 (L)	1	1	1	1	1	1
	前年度繰上充用金 (M)						
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	140	6	60	2	6	72
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)						
	実 質 収 支 黒 字 (P)	140	6	60	2	6	17
	(N)-(O) 赤 字 (Q)						
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)						
	収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	115.2	116.6	117.9	119.3	120.6	122.0
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)						
	営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	152,235	158,145	164,030	169,936	175,837	181,734
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)						
	健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)						
	健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)						
	健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)						
	他 会 計 借 入 金 残 高 (W)						
	地 方 債 残 高 (X)	4,052,451	3,814,532	3,572,552	3,326,431	3,076,088	2,821,440

○他会計繰入金

年 度		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
区 分							
収 益 的 収 支 分		370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
	うち 基 準 内 繰 入 金	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
	うち 基 準 外 繰 入 金						
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金						
	うち 基 準 外 繰 入 金						
合 計		370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000

経営比較分析表（令和元年度決算）

岐阜県 山県市

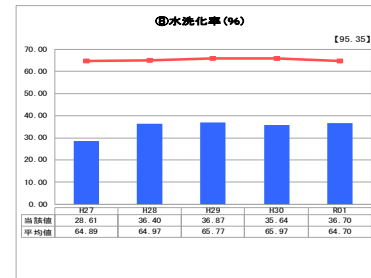
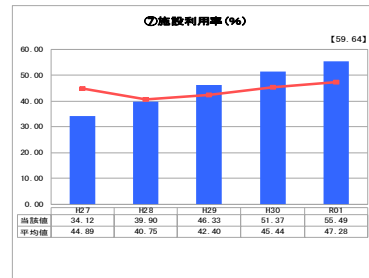
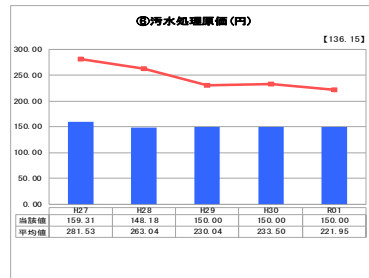
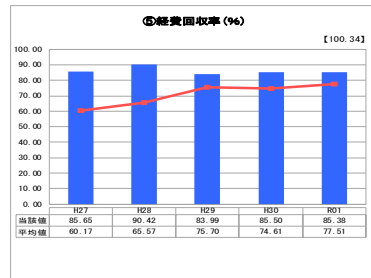
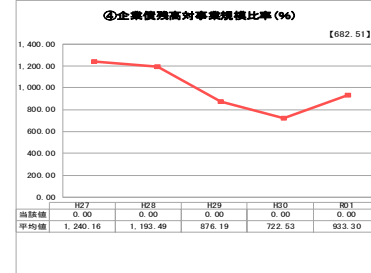
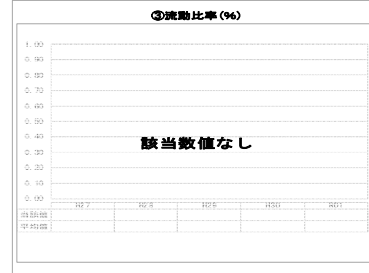
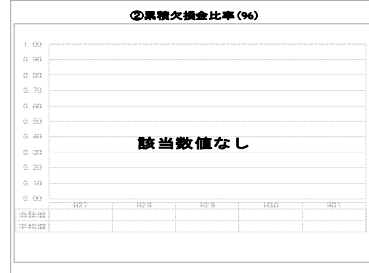
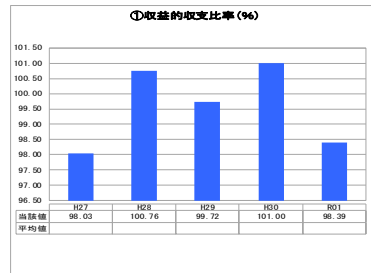
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	48.90	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
26,971	221.98	121.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
13,102	3.49	3,754.15

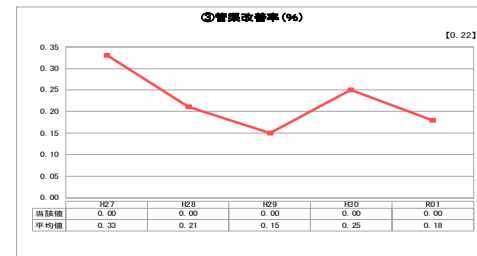
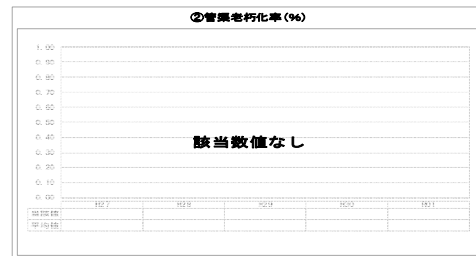
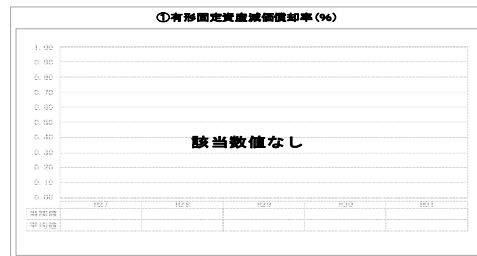
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

山県市公共下水道は平成15年度より3期5年間（15年間）で施設整備を行っており、平成29年度をもって管渠工事が完了しました。施設施設の使用開始は平成20年4月より開始し、管渠整備（拡張工事）が完了した地域単位で毎年供用開始区域を拡張し、平成30年8月で目標の計画区域全体が供用開始されました。

①収益的収支比率：汚水処理施設の稼働による維持管理費等の経費が年々増加しており、供用開始区域拡張による下水道への接続家庭（普及率）が伸びています。今後においては、接続家庭への訪問を実施し、積極的に接続推進を進めると共に、経費削減に努め、単年度収支が黒字となるように努めます。

②企業債償還高対事業規模比率：料金収入で維持管理費が賄えないことから、一般会計からの繰入がないと地方債の償還ができない状況にあります。

③経費回収率：使用料収入は、前年度に比べ約9,254円増の増加、汚水処理費は約1,240円増加しましたが回収率は前年から（約△0.12%）となりました。普及率向上による使用料収入の確保及び更なる処理費用の削減に努めます。

④汚水処理原価：維持管理費の削減のため、処理施設の稼働により、物理的な費用削減や施設規模の処理能力において最適な運転管理に努めることで原価を抑えた経営が実現しております。

⑤施設利用率：利用率は向上しているが、全区域の供用を開始した現在において、稼働率の向上が利用率の向上に直結しているため、接続率への早期接続推進の努力に努めます。

⑥水洗化率：他団体と比べ非常に低い状況にあり、下水道への接続の普及率をいいます。済み取りトイレ・浄化槽設置世帯が多く費用負担の増が支障となっています。

2. 老朽化の状況について

供用開始は平成20年で、平成15より整備した施設総延長は116kmとなりました。

現在は管路が比較的新しい管ではあるものの老朽化は必ず進行しますので、将来を見据えた安定的な更新計画の策定、更新工事に必要となる財源確保が課題となります。

まずは、現状の管渠の老朽化状況、雨水等の流入状況などを把握するため、管内の調査を定期的に行なうことで管渠の把握に努め、修繕等により長寿命化を実施します。

また、令和6年度には法適用の事業団体となり、管渠等の更新費用捻出として減価償却費の予算計上が可能となるため、法適用の準備を進めています。

全体総括

現在、水洗化率は、類似団体に比べ非常に低い状況にあり、今後も人口減少等により下水道利用の低下が予想されます。

将来到来する施設更新等にあたり、現時点では一般会計繰入金に頼った運営が必要となります。

したがって、既存施設の稼働状況等を常時把握し、効率的な運転管理に努め、接続率に対する下水道接続推進を強化し、又は現在使用している使用率へは収納率向上に努め、安定的に持続していくよう不断の取組みを実施し、限りなく一般会計に頼らない下水道事業経営に努めることが必要である。

参考 指標一覧

	指 標	単位	計 算 式	説 明
①	接続率	(%)	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100	下水道が整備されている地域の人口の内、どのくらいが実際に下水道に接続し水洗便所を設置して汚水処理をしているかを示します。
②	収益的収支比率	(%)	総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還金)	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
③	企業債残高対事業規模比率	(%)	(地方債現在高合計 - 一般会計負担額) ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
④	経費回収率	(%)	下水道料金 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く) × 100	料金で回収すべき経費を、どの程度料金で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。
⑤	汚水処理原価	(円)	汚水処理費 (公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを表した指標です。
⑥	施設利用率	(%)	晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
⑦	水洗化率	(%)	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。
⑧	管渠改善率	(%)	改善 (更新・改良・維持) 管渠延長 ÷ 下水道布設延長 × 100	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。